

義務教育学校

令和4（2022）年度版

Ver.1.2

能勢町立能勢ささゆり学園

義務教育学校への移行に伴い大きく変更したところ、また特に
読んでいただきたいところは、青字又は青色の枠で囲んでいます。



GUIDE BOOK

もっと地域とともに

もっと新しい学びへ

もっとチームに

〒563-0364 大阪府豊能郡能勢町平野 110 番地

TEL 072-743-9028

FAX 072-743-9029



目次

1. 能勢ささゆり学園…P2

- (1) 理念
- (2) 学校内マップ
- (3) 校章
- (4) 校歌
- (5) 児童生徒数
- (6) 教職員（専門スタッフ）
- (7) 1日の生活（校時等）
- (8) 1年間の行事
- (9) 後期課程の制服
- (10) 体操服等
- (11) 通学

2. 入学・転入・転出…P13

- (1) 入学に向けて
- (2) 新入生の手続き等必要な書類
- (3) 必要な持ち物
- (4) 転入手続き
- (5) 転出手続き
- (6) 町内転居に関する手続き

3. 学校生活…P16

- (1) 学校生活を健康で楽しく過ごすために
- (2) 学校の約束
- (3) 危機管理
- (4) 健康管理
- (5) 学校給食

4. 授業…P24

- (1) 年間授業日数と年間授業時数
- (2) 各教科、総合的な学習の時間
- (3) 支援教育
- (4) 校内適応指導教室（仮）
- (5) 家庭学習・自主学習・自立学習
- (6) 情報学習センター
- (7) 評価

5. 特別活動及び部活動…P32

- (1) 特別活動 - 学級活動
- (2) 特別活動
 - 児童生徒会活動・委員会活動
- (3) 特別活動 - 前期課程のクラブ活動
- (4) 部活動

6. 保護者のみなさまとともに…P35

- (1) PTA 活動
- (2) 参観・個人懇談・家庭訪問
- (3) 相談
- (4) 必要経費

7. 地域のみなさまとともに…P39

- (1) コミュニティ・スクール
- (2) 地域学校協働本部
- (3) 放課後活動
- (4) 放課後児童クラブ
- (5) 子どもを応援する活動

資料①学校内マップ

資料②学校保健安全法による出席停止

資料③災害共済給付制度

資料④個別対応給食実施基準

1. 能勢ささゆり学園

(1) 理念



●義務教育学校へ移行します。

・従来の小学校と中学校の枠組みを超えて、一つの学校になることによって、発達段階に応じた柔軟な指導・支援と9年間の学びの継続（学習指導・生徒指導・支援教育・人権教育等）が行える新しい学校の形です。

●こんな学校をめざします。

・町に一つの学校のメリットを生かし、豊かな教育環境が整備され、「どの子どもも学べ、だれひとり取り残さない」をモットーに、一層充実した安心・安全な学校にします。

・9年間を見通した教育課程を工夫し、教職員のマネジメント力・コーディネート力・チーム組織力で、確かな学力の定着を図ります。

・地域・保育所・認定こども園・高校・大学等との多様な交流を通して豊かな人間性・社会性・人権感覚を育てます。

・2つの運動場、2つの体育館、2つのプール、学びの丘（芝生広場・フィールド）を最大限に利用して、健康な体を育みます。

・全ての教職員スタッフが9年生卒業時の子どもの姿を思い描き、9年間の子どもの教育に責任を持ち、子ども・保護者・地域から信頼される学校、来校者がまた来たくなる学校、自分の子どもを通わせたい学校をめざします。

●こんな子どもになってほしいと願って取り組んでいます。

・自ら考え、判断し、行動する子（自律）

・違いを認め合い、他者を尊重する子（尊重）

・豊かな発想を持ち、工夫し、新しく創造する子（創造）

●こんな豊かな教育環境を整えています。

・ 広大な敷地 16ha （甲子園球場4つ分）で思いっきり遊べます。

・ 桜、藤、メタセコイヤなど四季折々の変化を感じる「学びの丘」「親水広場」「ホワイトハウス」で様々な**自然体験活動**を行うことができます。

・ 生物多様性 No1 のまち「のせ」を凝縮した「**学校博物館**」で生き物・植物・森や木等、自分事に引き寄せた「**自然・環境・歴史等**」について学べます。



・ 2万冊を超える蔵書数、**読みたくなる仕掛けが満載の学校図書館**で読書を心おきなく楽しむことができます。

・ 学校内敷地でマラソン大会・駅伝・クロスカントリー等も設定できる広大なフィールド。**スポーツに関する施設**がとても充実しています。病気に負けない健康な体を作り、体力UPを図ることができます。

・ 子どもの発達や成長に不安を抱いている保護者のニーズに応えるために、**言語聴覚士・作業療法士・理学療法士の療育が学校内で定期的**に受けられる「**自立活動支援教室**」を充実させています（原則は支援学級在籍児童生徒が対象）。

・ **家庭と地域・学校をつなぐ家庭教育支援チーム「ほっこり」**のメンバーが学期に1回、全戸家庭（5歳から6年生まで）を訪問し、子育て情報誌を配布しながら、子育ての悩みや相談が気軽にできる体制が整っています。

・ 子どもたちの様々な状況（不登校・悩み・生きづらさ・進路の不安等）について、**担当教職員・SC（スクールカウンセラー）・SSW（スクールソーシャルワーカー）・SS（スクールサポーター）・社会福祉士・保健師**が**スクリーニング会議**を定期的に行っています。地域とのつながり・福祉サービス・専門機関等につなぐ「**子どもの心の居場所**」が確保された環境づくりに努め、全ての子どもの安心・安全な生活のための支援を続けています。

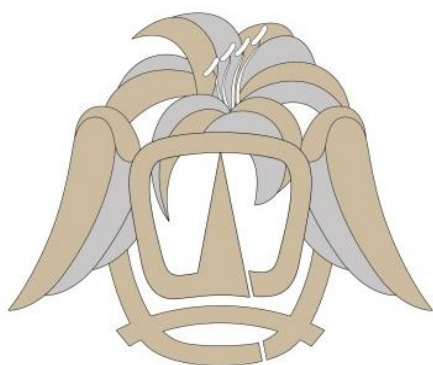
●学校運営や行事について

学年		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
学校運営	区切り	ファーストステージ				セカンドステージ		サードステージ			
		前期課程						後期課程			
	校長	校長									
	副校長・教頭	副校長(教頭)									
		教頭				↓		教頭			
	P T A	－ 本 化									
	授業方法	学級担任制 + 一部教科担任制				学級担任制 + 教科担任制		教科担任制			
	授業時間	45分 × 6時間 + モジュール									
	部活動	なし				部活動(5・6年は原則平日のみ参加)					
	クラブ活動	－			ク ラ ブ 活 動			－			
	委員会活動	なし				委 員 会					
	児童会・生徒会	なし				児 童 生 徒 会					
	学 期	2 学 期 制 4月…始業式 9月…1学期終業式 10月…2学期始業式 3月…修了式 5月…地区訪問 7月…懇談 12月…懇談									
行事	儀式的行事	入学式	－		ステージ セレモニー	－	ステージ セレモニー	－		卒業式	
	運動会・体育大会	運動会(R4.6/11※予備日 6/12)				体育大会(R4.5/21※予備日 5/26)					
	学習発表会	学習発表会(R4.10/29)									
	国・府テスト	－				(府)学テ	(国)学テ	(府)学テ	(府)学テ	(府)学テ	(国)学テ
	外部テスト	漢字検定試験(2月) 町学力テスト(4月)				英語 4 技能試験(2学期) ※漢字検定【希望者のみ受検】(8月)					
	その他行事	歌垣山 登山	剣尾山 登山	深山 登山	デイ キャンプ	海洋学習	前期課程 修学旅行	防災 キャンプ (仮)	職場体験	修学 旅行	
	マラソン	ささゆり marathon(12月・校内)				けやき marathon(12月・東郷)					

(2) 学校内マップ . . . 資料①

- ① 西棟 1階 共用棟 1階 東棟 1階
- ② 西棟 2階 共用棟 2階 東棟 2階
- ③ 西棟 3階 共用棟 3階 東棟 3階

(3) 校章



《コンセプト》

子どもたちに「世界に羽ばたいて活躍できるような人間に育ててほしい」という願いを込めて、翼をイメージしたデザイン。能勢町の町章をアレンジした文字とささゆりの花を中央に配置。

(4) 校歌

「能勢ささゆり学園 校歌」

作詞：平尾悦子
作曲：高木正勝

- 一
猪名(いな)の源 北摂(きた)に
きょうも希望の 朝を呼ぶ
けやき ささゆり 三草(さん)上(じやう)
- 二
なかよし 友だち まなざし 交(ま)わして
あしたも 元氣 能勢(のせ)ささゆり学園
- 三
うれしいときも かなしいときも
心をむすぶ 人とひと
歌垣(かがい) だんじり 三味(しやみ)の音
千歳(ちとせ)の さかえ 誇(たか)りをもつて
真理(まこと)究(き)わめよ 能勢(のせ)ささゆり学園
- 花鳥(かちょう)風月(ふうげつ) はなとりかぜつき 能勢(のせ)のさと
還(かへ)る夕日(ゆづ)も 美しい
北辰(ほくしん)星(せい)の 指(さ)すところ
いのちと平和(へいわ)を いしすえに
われら仲間(なかま) 能勢(のせ)ささゆり学園

(5) 児童生徒数 (R4・4・1 見込み)

◆前期課程 (合計 257 人)

	1年	2年	3年	4年	5年	6年
人数	38	41	38	45	42	53
学級数	2	2	2	2	2	2

◆後期課程 (合計 158 人)

	7年	8年	9年
人数	44	59	55
学級数	2	2	2

(6) 教職員 (専門スタッフ)

校長・副校長・教頭・首席・指導教諭・教諭・養護教諭・栄養教諭・学校事務職員・介助員・学校司書・ALT・SC・SSW・SS・校務員・受付管理員・バス運転手・言語聴覚士・作業療法士・理学療法士・英語支援員・学校支援ボランティア・部活動指導員・給食調理員 校務員 等

◇学校司書

本や図書館に関する専門的な知識、経験を有する学校図書館担当職員。

◇ALT (アシスタントランゲージティーチャー)

英語を母語とする先生が生きた英語で指導を行います。

◇SC (スクールカウンセラー) : 週 1 回程度

専門的な心理学の知識等を持ち、心理相談業務に応じます。予約が必要です。

◇SSW (スクールソーシャルワーカー) : 週 1 回程度

専門的な社会福祉に関する知識等を持ち、課題解決に向けて児童生徒を取り巻く環境 (学校、家庭等) へ働きかけ、多様な支援方法により対応を図ります。

◇SS (スクールサポーター)

様々な悩み等に対し子どもに寄り添い、解決に向けてサポートします。

◇言語聴覚士：月 1 回程度

言語に関するコミュニケーションに障がいのある児童生徒に対し、指導等を行います。前年度末に申込みが必要です。

◇作業療法士：月 1 回程度

身体又は発達に障がいのある児童生徒に対し、主体的な生活の獲得を図るため、様々な作業活動を用いて指導及び援助を行います。前年度末に申込みが必要です。

◇理学療法士：月 1 回程度

身体に障がいのある児童生徒に対し、基本的な運動能力の回復を目的に運動・指導を行います。前年度末に申込みが必要です。

(7) 1日の生活（校時等）

	前期(1～6年)	後期(7～9年)	後期課程 定期考査		
			1日目	2日目	
始業時刻	8:10		8:10	8:10	
打合せ・朝学	8:10～8:20		8:10～8:20	8:10～8:20	
第1校時	8:25～9:10		教科①	教科④	
休 み	9:10～9:20		9:10～9:20	9:10～9:20	
第2校時	9:20～10:05		教科②	教科⑤	
休 み	10:05～10:15		10:05～10:15	10:05～10:15	
第3校時	10:15～11:00		教科③	授 業	
休 み	11:00～11:10		11:00～11:10	11:00～11:10	
第4校時	11:10～11:55		HR 11:10～11:20	授 業	
休 み	—	11:55～12:00	下校バス 11:40	MT・給食・屋休み 12:00～13:05	
マルチタイム (MT)	—	12:00～12:15	*学園行事の際は後期課程の MTもカットする。		
給食・屋休み	11:55～12:45	12:15～13:05			
わくわくタイム	12:45～13:00	—			
移 動	13:00～13:05	—			
清 掃	13:05～13:15				13:05～13:15
休 み	13:15～13:20				13:15～13:20
第5校時	13:20～14:05			授 業	
休 み	14:05～14:15		14:05～14:15		
第6校時	14:15～15:00		授 業		
休 み	15:00～15:05		15:00～15:05		
H R	15:05～15:15		15:05～15:15		
バス第1便 15:30					
(水曜日のみ14:30バスを運行)					
バス第2便 16:30					
バス第3便 17:30					
(運休期間；2学期開始日～1月)					

(8) 1年間の行事

① 儀式的行事

入学式（1年）・始業式・離任式・終業式・卒業式（9年）・修了式

★入学式は、1年生・6年生・9年生が参加します。

★4年生・6年生は、3月末にステージセレモニー（歌や発表）を保護者の方に来て
いただいて実施します。

② 文化的行事

○芸術鑑賞会（1～9年）

○学習発表会（1～9年）

③ 健康安全・体育的行事

○運動会（1～4年）

○体育大会（5～9年）

○ささゆり Marathon（1～4年）※校内

○けやき Marathon（5～9年）※東郷

④ 校外学習・集団宿泊的行事

○≪前期課程≫秋のバス遠足・6年生前期修学旅行（1泊2日）

○≪後期課程≫9年生修学旅行（2泊3日）

○4年生デイキャンプ（1日）・5年生海洋学習（1泊2日）

★7年生の宿泊行事については検討中です。令和元年度までは、2泊3日のスキー
学習（ハチ高原）へ行っていました。

⑤ その他行事

○ランチルーム給食・あいさつ運動 等（全学年）

○職場体験学習（8年生） 等

(9) 後期課程（7年生～9年生）の制服

①制服

標準：紺色上着（ブレザー）、ネイビーブルー系ズボン又はブルー系
チェック柄スカート、ネクタイ又はリボン



能勢町花「ささゆり」の「S」を中心に配したエンブレム



ボタンは、「ささゆり」を図案化、花びらの先に配した6つのしずくは旧の6小学校を、葉の模様は旧の2中学校を表している。

②制服等の決まり

- 学校規定のブレザー、ズボン又はスカートを着用する。
- ブレザーの下は白無地のカッターシャツ、ブラウス、ポロシャツを着用する。
- 派手でない肌着、靴下、タイツ、ベルトを着用する。
- ブレザー着用時は、ネクタイ・リボンを着ける。
- 髪形などは、自然で清潔であり、装飾品を身に着けない。

【追加事項】

- ・名札は左胸の位置に見えるように着ける（校内のみ）。
- ・靴は運動・避難時に支障のないもの。
- ・冷房時は、体操服の長袖を着用できる。
- ・式典（夏期以外）はブレザーを着用。
- ・時候に合わせて、派手でないベスト、カーディガン、セーターを着用できる。
- ・登下校時は、防寒具を着用できる。

(10) 体操服等

①前期課程（1年生～6年生）

- 体操服 上：白色の半そでの体操シャツ 左胸に7cm×10cmの布に黒で大きく名前(名字のみ)を書き縫い付けてください。
- 体操服 下：紺色の短パン 左側に7cm×10cmの布に黒で大きく名前(名字のみ)を書き縫い付けてください。
 ※体操服を入れる布袋を用意してください。
 ※冬は体操服用のジャージを用意してください。(名前を縫い付けてください)
 ※1年生から後期課程(7年生～9年生)指定の体操服の購入・着用ができます。詳細は下記の②をご参照ください。
- 上ぐつ：動きやすいバレーシューズのようなものを用意し、つま先に㊦と書いてください。
- 体育館シューズ：1年生から4年生までは、動きやすいバレーシューズのようなものを用意し、つま先に㊦と書いてください。
 5・6年生は指定の体育館シューズをご用意ください。
 ※かかとに名前を書いてください。

②後期課程（7年生～9年生）

- 体操服：指定の体操服
(ジャージ上下・ハーフパンツ)
- 上ぐつ：指定の上ぐつ
- 体育館シューズ：指定の体育館シューズ
 ※かかとに名前を書いてください。



- ・学校指定の上ぐつ、体育館シューズ、体操服等は学校で採寸日を設けます。
- ・採寸時に保護者の方が参加できない場合や、今後のサイズ変更等に伴う追加購入の際には、以下の業者にてご購入ください。

体操服、体育館シューズ 上ぐつ、制服	ノセボックス 能勢町栗栖 60 - 1 ☎072-731-2233 クリーニングコーナー 9:30～17:30
体操服	福西衣料店 能勢町今西 196 - 1 ☎072-734-0002 9:00～18:00

(11) 通学

- ① スクールバス利用対象 ● 登校班を基本とする通学距離が片道概ね 3km 以上の 1～6 年生
- 片道概ね 6km 以上の 7～9 年生
 - 片道概ね 3～6km（下表内 囲みの地区）のうち、バス通学を選択する 7～9 年生

スクールバス利用対象地区
天王、 <input type="checkbox"/> 長谷、 <input type="checkbox"/> 山田、 <input type="checkbox"/> 上山辺、 <input type="checkbox"/> 東山辺、 宿野北区、宿野みどり区、宿野東区、宿野一区、 <input type="checkbox"/> 宿野二区、 <input type="checkbox"/> 宿野三区、 <input type="checkbox"/> 宿野四区、 <input type="checkbox"/> 大里（城山台）、 上田尻、中田尻、下田尻、嘉村、西村、上村、長尾、和田、吉野、山内、杉原、 地黄北、地黄南、野間中、野間稲地、野間出野、野間大原、野間西山

② スクールバス運行

● 通常

登校 1 便、下校 3 便：中型バス 4 台、マイクロバス 6 台、10 路線で運行（予定）。

登校時・・・7 時 45 分 ～ 8 時の間に到着

下校時・・・第 1 便 15 時 30 分・第 2 便 16 時 30 分

第 3 便 17 時 30 分（運休期間：2 学期開始日～1 月）

● 土日祝、休業期間中等のクラブ

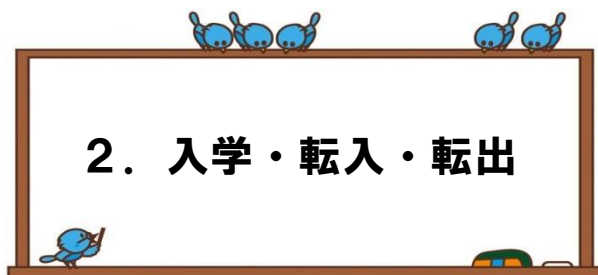
登校 2 便 下校 2 便：6 路線で運行。

③ 徒歩通学

1 年～6 年生は、行政区ごとに登校班を編成し、集合場所・集合時刻・班長を決め、集団登校をします。7～9 年生は、各自で登校します。

④ 自転車通学

7～9 年生で自転車通学をする生徒は、入学時又は転入時に自転車通学許可申請書を提出し許可を得ます。必ずヘルメットを着用し、交通法規を遵守して、安全運転に努めることを原則とします。学校が指定するヘルメット購入については能勢町教育委員会が補助をします。事故等で加害者になる場合もありますので、必ず保険に入ってください。



2. 入学・転入・転出

(1) 入学に向けて

入学すると、たくさんの仲間との集団生活が始まり、お子さまの心と身体は一段と成長されていくことでしょう。

家庭と学校がともに連携し、次の点を大切に、お子さまの成長をサポートしていきましょう。

① 学校は楽しいところです

「これができていない、あれもできていない」と不安になられることがあるかもしれませんが、しかし、知識欲も旺盛で、自立心も育ってくる時期です。希望を持たせ、自信につながる声かけをぜひお願いします。

② 子どもの良さを認めましょう

お子さまの良さに目がいかず、できていないところばかりが目につき、せっかくの個性を伸ばすことができないことは不幸なことです。家庭で認められているといった信頼感・満足感があれば、日々新しいことを吸収していくことができます。

③ 友だちとの助け合いの中で育ちます

学校は、小さな社会です。子どもは、周囲の大人から影響を受けながら、友だちと関わり合いながら、人間の集団の中で成長していきます。みんなと一緒に学び、助け合って生活することで、集団の中でしっかりと生きていく力を付けてほしいと考えています。

(2) 新入生の手続き等必要な書類

① 預金口座振替依頼書

毎月の諸費（給食費、修学旅行等積立費、PTA会費、教材費等）を、池田泉州銀行能勢支店にて口座振替により集めています。その口座を開くための書類です。

② 学校家庭連絡カード

お子さまの緊急時に、適切な対応ができるよう学校に保管しておきます。

保護者の方の緊急時の連絡先や携帯電話、かかりつけの病院や注意事項、緊急時（警

報発令時など)における保護者不在の場合の対応、家族構成や家庭状況、健康上の問題等を記入していただきます。学級担任が責任を持って保管し、年度末に学校で廃棄します。

③家庭訪問カード

ご家庭を訪問するときに活用します。目印になるものとともに、自宅付近の地図をお描きください。スクールバス利用の方は、バス停から自宅までがわかるようにしてください。入学時に記入してもらい、卒業時まで学校で保管します。

④食物アレルギーチェックシート

食物アレルギーの有無を必ず記入してください。アレルギーがある場合、質問項目にも記入をお願いします。

(3) 必要な持ち物《1年入学時》

① 学校で準備するもの

算数ブロック、ノート類、のり、粘土セット、連絡帳、連絡袋、クレヨン、名札、ネームペン、ものさし、お道具箱、赤白帽 等。

※上記教材費購入のため入学式当日1人5,000円を徴収させていただきます。

② ご家庭で準備していただくもの

- ・ふでばこ ・鉛筆(2B4~5本、赤1本) ・消しゴム(よく消えるもの)
- ・下じき(プラスチック) ・はさみ(先のとがっていないもの)
- ・色鉛筆(12色) ・ランドセル等 ・手ふきタオル ・置き傘 ・上ぐつ
- ・体育館シューズ ・くつを入れる袋(上ぐつ、体育館シューズ) ・体操服
- ・体操服を入れる袋
- ・給食セット(ナフキン、歯ブラシ、コップ、お箸、給食用マスク)

●袋類は机横にかけるので、床につかない長さにしてください。

※目安…引っかけから床まで40cmぐらいです

●前期課程(1年生~6年生)の体操服は、(上)白色の半袖体操シャツ・(下)紺色の短パンとなります。後期課程(7年生~9年生)から着用する体操服は1年時より購入・着用をすることができます。

●学校内でのくつは、教室用と体育館用を、各1足ずつ用意してください。

【転入の場合】

●学校での生活に必要なものは、上記(②のところ)を参考にしてください。

●必要なものは学年によっても異なりますので詳しくは担任にお尋ねください。

●前の学校で使っていたものを使用しないでかまいません。

(4) 転入手続き

本校に転入されるときには、能勢町役場住民課で転入届を提出し、教育委員会（学校教育総務課）にて手続きを行った後、学校へ次の書類を持ってきてください。

- ① 能勢町役場（教育委員会学校教育総務課）で交付される「転入通知書」
- ② 「教科用図書給与証明書」（前の学校で交付されます）
- ③ 「在学証明書」（前の学校で交付されます）

(5) 転出手続き

1. 担任等へ転出することをご連絡ください。
2. 能勢町役場住民課で転出届を提出した後、学校に来てください。
3. 学校で①教科用図書給与証明書・②在学証明書をお渡しいたします。
※①・②の書類は転校先の学校に提出してください。
4. 転出先の役所にて転入の手続きを行ってください。

例外的に区域外就学が以下の場合に認められることがあります。

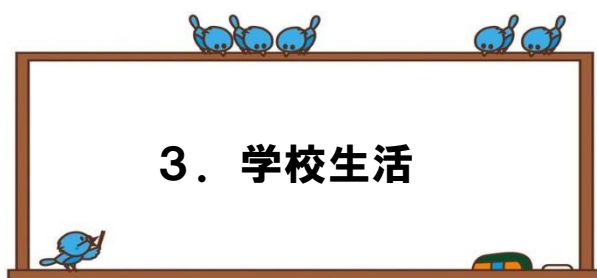
届出の状態	許可の範囲	必要なもの
引越し等のため転校しなければならないが、そのまま就学したい	<最終学年以外>学期途中の住所移動については、学期末まで許可 <最終学年>卒業まで許可	申請書
住居建て替えのため町外に仮住まいするが、そのまま就学したい	一般家屋の建て替え工事期間内については許可	申請書 …工事の期間、仮住まい先の住所を証明できるもの
諸事情により、教育的な配慮をしてほしい	校長・教育委員会の協議により、教育的な配慮が特に必要と認められる場合、必要な期間を許可	申請書 …保護者の申立書等特別な配慮を必要とする事由を証明できるもの

※通学方法・通学時間・学年その他相当でないときは許可されないことがあります。

※教育的配慮を必要とする場合は、事前に教育委員会と十分協議してください。

(6) 町内転居に関する手続き

転居を決定された時点で、学校の担任等に連絡をしてください。



3. 学校生活

(1) 学校生活を健康で楽しく過ごすために

家庭での生活が学校での生活・学習に大きく影響します。できるだけ早く生活習慣を身に付け、自分のことは自分でできるようにしておきたいものです。

早寝早起きをする。	朝起きたら顔を洗う。
朝ご飯を食べる。	食後の歯磨きをする。
手洗いやうがいの習慣を付ける。	返事・あいさつができる。
衣服の着脱がスムーズにできる。	自分の持ち物の整理整頓ができる。
自分の名前・住所・電話番号・保護者の名前が言える。	
登下校の道を覚え、交通ルールを守って通学することができる。	

これらが全てできていないと学校生活が送れないというわけではありません。当然、個人差があります。あせらずに少しずつ身に付けるようご家庭でのご指導をお願いいたします。

① 健康面のこと

登校前には健康観察をお願いします。いつもと様子がちがう（食欲がない・顔色が悪い・元気がない）ときには、お子さまに詳しく体調を聞いてみてください。症状が続くときは、心理的な要因も考えられます。担任や養護教諭にご相談ください。

*現在は新型コロナウイルス対応のため、毎朝検温をして「けんこうかんさつカード」に健康観察の結果を記入して、登校後に提出しています。体調不良時には無理をして登校をしないようにお願いします。

② ご家庭で気を付けてほしいこと

日々のご家庭では、次の点にご留意願います。

- 次の日の学習準備は、前日にできるだけ自分でさせてください。
- 連絡帳や学校からのプリント類には、必ず目を通してください。
- 学校での出来事(遊び・友だち・勉強等)を聞いてあげてください。
子どもとの会話で気になることがありましたら、学校までご連絡ください。

③ 欠席・遅刻・忌引

欠席の場合は、電話又は連絡帳等にて欠席理由をお知らせください。連絡帳は、近所の友だちや兄弟姉妹に言付けてください。電話は 19 時に留守番電話になります。

●忌引になる場合

親戚にご不幸があったとき、それに関連する欠席については、出席簿上で忌引（学校を休んでも欠席とならない）扱いになります。

父母… 7日以内	祖父母… 5日以内	曾祖父母… 3日以内
兄弟姉妹… 3日以内	おじ・おば… 3日以内	いとこ… 1日以内

なお、遠隔地に行く必要がある場合は、往復日数を加算することもできます。保護者からの連絡を受け、担任で把握して出席簿に記入することになっています。

（2）学校の約束

《 生活 》

□ 7時45分～8時を目安に登校しましょう。学校は8時10分から始まります。

□ 通学は、原則として徒歩かスクールバス、自転車（＝後期課程）とします。

□ 通学時には交通ルールをしっかりと守ります。

□ 登校した後は、勝手に校外に出てはいけません。

□ 進んであいさつをします。

□ 丁寧な言葉づかいで話します。

□ 時刻を守って、はじめのある行動をします。

□ だらしなく見える衣服・制服の着用はしません。

□ ピアスをしたり、アクセサリーを身に付けたりすることはしません。

□ 髪の毛にパーマを当てたり、染色したり、脱色したりしません。

□ 頭髪が長くて学習の妨げになる場合は、ゴム等でくくります。

□ 外ぐつ、上ぐつ、体育館シューズの区別をします。

□ 職員室へ入るときや出るときは、大きな声であいさつをします。

□ 学校生活に必要なでないものは持ってきません。

□ 非常時に備えて、携帯電話・スマートフォンの自己責任での持ち込みを認めています
が、非常時以外の使用は禁止としていますので、バッグ等に入れて管理してください。

□ 前期課程の最終下校は 16 時 30 分です。

□ 下校後、校舎に入るときは職員室に声をかけて校舎に入ります。

□ 登下校時は寄り道をしません。

《 学習 》

- 教室内は、学習がしやすいようにいつも整理整頓をします。
- 学習に必要なでないものは持って来てはいけません。
- 授業が始まる前に、席に着いて待ちます。
- 机の上には、学習に必要な物だけを置きます。

※ みんなで「やくそく」を守り、安全で楽しい学校生活を送りましょう。

(3) 危機管理

危険は常にわたしたちの生活につきまとうものであり、100パーセントの安全はあり得ないと言ってもいいでしょう。通常でない場面に遭遇したときに、危険に対して的確に対応できる力を身に付けることが必要です。

①自然災害等警報が出たとき

●登校前

- * 6時30分の時点で能勢町（『大阪府』全域・『北大阪』全域・能勢町）に「暴風」「大雨（土砂災害・浸水害）」「洪水」「大雪」「暴風雪」警報が発令中⇒**自宅待機**
- * 9時までに「警報」が解除
 - ⇒**徒歩通学者…通常集合時刻の2時間後に集合場所へ集まり、集団登校**
 - ⇒**バス通学者…各バス停に通常乗車時刻の2時間後に集まり乗車**
 - ⇒**自転車通学…午前10時までに登校**
- * 9時の時点で引き続き「警報」発令中⇒**臨時休校**

●授業日、在校中の場合

- * 学校から下校時刻等についての一斉メールを送ります。
- * 状況に応じて下校時刻を決定しますので下校へのご協力をお願いします。

②地震が起こったとき

●震度4以下の対応

- * 揺れが収まれば道路等の安全を確認し、登校します。
- * 学校からの安否確認は行いません。在校中であれば、通常の授業とします。
- * 学校は児童生徒が登校するまで待ちます。ただし、始業5分前になっても登校してこない場合は校区巡回をします。下校確認は行いません。

●震度5弱以上の対応

- * 臨時休校とします。自宅にいるときであれば、待機して学校からの連絡を待ってください。
- * 学校から児童生徒の安否確認を行います。電話及びメール等で行います。不通の場合は、家庭訪問等をします。
- * 在校中の場合は、保護者同伴による下校とすることがあり、そのときは迎えに来てもらう場合があります。
- * 大規模地震の翌日以降は、学校から連絡があるまで待機してください。

③登下校中に交通事故に遭ったとき

- * 児童生徒は、近隣の家又は近くにいる大人に救急車等の要請及び警察への連絡をしてもらい、救急車及び警察が来るまで待ちます。
- * 近隣の家や近くにいる大人に、事故が起こった場所とけがをした人の名前を学校へ連絡してもらい、先生が来るのを待ちます。
- * 学校の職員は現場に急行し、事故等の様子（時刻・場所・児童生徒名等）を確認の上保護者へ連絡をします。
- * 学校から連絡を受けた保護者は、事故現場、病院等へ至急かけつけてください。

④学校（修学旅行・校外学習等）でけがをしたとき、病気になったとき

- * 学校から保護者へ連絡します。けが・病気の具合を確認し、受診する医療機関を決めます。保護者が学校等へ迎えに行き、医療機関に連れていきます。
- * 救急対応や救急搬送のときは医療機関を確認し、そこへお越しいただきます。
- * 医療機関へは保険証をご持参ください。保護者の許可がないと医療行為が受けられない場合があります。

※ 修学旅行・校外学習など校外に出ているときは、基本的には学校でけが及び病気になったときと同様の対応となります。医療機関までの交通手段は保護者負担となる場合があります。現地が遠距離で、かけつけることが難しい場合は、学校側と連絡を取り、対応することになります。

⑤不審者が出没したとき

●登校前及び下校時

- * 学校は校区巡回をします。児童生徒は保護者等の協力を得ながら登下校します。
- * 危険が伴うと判断した場合は、学校から連絡します。
登校前であれば自宅待機し、学校からの指示を待ちます。
下校前であれば児童生徒は学校で待機をし、迎えの保護者と同伴で帰宅します。

●登下校中に出没したとき……児童生徒の対応

- * こども 110 番及び近隣の家へ避難します。
- * 避難した家から警察（110 番）へ連絡してもらいます。
発生した時刻・場所・不審者の特徴などを併せて報告します。
- * 避難した家から学校へ連絡してもらいます。
- * 先生が到着してから、登下校します。

●学校へ侵入したとき

- * 児童生徒の安全確認を行い、通常どおり授業が行える場合は特に対応はしません。
- * 児童生徒等に動揺があり、又はけが人等が出た場合は、学校から保護者へ連絡し、保護者同伴で帰宅します。
- * 困難な事案、重大な事案の場合は別途連絡します。

⑥インフルエンザ・ノロウイルス等、感染症の疑いがある場合

●学校で発症したとき

学校から保護者へ連絡します。保護者は学校へ迎えに来ていただきます。その後、医療機関で受診し、診断結果を学校までお知らせください。

●家庭で発症したとき

感染の疑いのある場合は登校せず、医療機関で受診し、診断結果を学校までお知らせください。

●出席停止扱いについて・・・資料②をご覧ください。

⑦危険動物の出没等、校区で危険な状況がある場合

事案により対応が異なりますので、学校から届ける通知文やメール、電話等の指示に従ってください。

⑧ 来校されるときには…

子どもたちの保護者であるということを示すネームプレートを配布しますので、学校にお越しの際には、必ず着用してください。

入校の際には、正門とゲート棟の 2 箇所を通過することになります。ゲート棟にいる受付管理員にそのプレートを示し、入校の許可を得てください。

(4) 健康管理

① 保健室について

保健室は、お子さまが元気で楽しい学校生活を送れるようお手伝いするところです。健康診断や身体測定、体の調子が悪くなったときやけがなどの応急手当をしています。困ったこと、心配なことなどがあったときに相談できる場所でもあります。何かありましたらいつでもご相談ください。

●けがについて

* 保健室ではその日学校で起きたけがの応急手当をします。継続的な手当には行っておりませんので、帰宅後からはご家庭で様子を見てあげてください。心配なときや、その後の様子によっては医療機関で受診してください。受診された場合は学校までご連絡ください。

* けがの状態によって、病院への受診が必要と思われる場合は、保護者の方に連絡を取り、受診についてご相談させていただきます。

●体調不良について

* 保健室には内服薬は置いておりません。また、原則として薬剤のお預かりも行っておりません。

* 発熱がある場合や、しばらく保健室で休んでも体調が回復せず学習を続けることができない場合、保護者の方にお迎えに来ていただきます。

②健康診断について

定期的な健康診断が4月から6月にかけて行われます。その目的は次の3点です。

1. 自分の健康状態や成長を知るため。
2. 健康課題や、病気の可能性を見つけるため。
3. 健康の大切さを知って、自分の体を見つめ直すため。

学校で行われる健康診断は「ふるいわけ検査(スクリーニング検査)」と呼ばれるものです。子どもの健康状態を把握することが目的であり、きちんとした診断を出すものではありません。健康診断の結果、詳しく検査を受けた方がいい場合は「検診結果のお知らせ」の用紙をお渡ししますので、早めに医療機関を受診してください。受診後には、受診結果を学校までお知らせください。

<参考>学年別健康診断実施項目

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
発育測定	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
運動器検診	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
内科検診	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
視力検査	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
歯科検診	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
聴力検査	◎	◎	◎	—	◎	—	◎	—	◎
耳鼻科検診	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
眼科検診	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
心電図検査	◎	—	—	—	—	—	◎	—	—
モアレ検査	—	—	—	—	希望	—	希望	—	—

③出席停止・・・資料②

●感染症で欠席するとき

病気で学校を休む場合に、お子さまがかかった病気によっては、学校を休んでも欠席扱いにならない場合があります。これを「出席停止」と言います。

感染症にかかったときは、速やかに学校へ連絡してください。

学校から「出席停止指示書・出校届」を家庭に渡します。医師より通学許可が出て登校できるようになれば、保護者の方で「出校届」に記入後、学校に出してください。医師の押印や診断書は不要です。

④ 災害共済給付金・・・資料③

学校の中でお子さまが医療費のかかるけがなどの事故に遭った場合に備えて、日本スポーツ振興センターは災害共済給付制度を行っています。医療機関で治療を受けた

ときの治療費を補償するこの制度は、ご家庭と能勢町がほぼ折半し掛け金を支払う共済制度です。学校では全員この制度に加入していただくようお願いしています。

また、災害共済給付制度の対象とならない傷病（初診から治癒するまでの医療費総額が5,000円未満だった場合等）についても、令和3年度より、能勢町は助成金を給付する制度を創設しました。

学校管理下で発生したけが等で医療機関を受診された場合は、学校へ連絡してください。

（5）学校給食

① 食育

食育は、生涯にわたって健やかに生きるための基礎を培うことを目的としています。食事の重要性・心身の健康・食品を選択する能力・感謝の心・社会性・食文化の6つの視点から、食育の推進を図ります。

② 学校給食

学校の給食献立は、栄養教諭が栄養のバランスや季節感などを考えて作成します。食材はまず安全性を考慮して、なるべく食品添加物を使用していないものを選定します。調理場では、調理員が毎日80以上の項目について、衛生管理チェックをしています。また、給食の時間に食べごろの温かさとなるように、作業の段取りを工夫して調理しています。

給食費は学年によって異なります。また、諸費と共に池田泉州銀行からの引き落としになります。残高不足にならないようご注意ください。

※（参考）令和元年度

小学校低学年 3,800円 中学年 4,000円 高学年 4,200円 中学生 4,100円

③ 給食指導

好き嫌いや偏食はしないに越したことはありませんが、体調など食が進まない場合には様々な要因が考えられます。お子さま自身が食べられる量を決めることも大切だと考えています。

④ 給食時に用意しておくもの

衛生的に給食準備を行って、おいしく給食を食べるために、お箸とナフキンは、毎日清潔なものを持参してください。スプーンは、学校で用意します。また、食後には歯磨きをしますので、歯ブラシとコップも、毎日必要です。

給食当番の際に使用する給食エプロン・ぼうし・マスクは個人持ちです。ご家庭でご準備をお願いします。

⑤ 食物アレルギー（個別対応給食実施基準）・・・資料④

食物アレルギーとは食べ物を摂取したときに、免疫反応が起こることです。原因食物はもちろん個人によって異なり、個別の指導や対応が必要です。アレルギーがお子さまにある場合は、必ず担任か栄養教諭にお知らせください。

⑥ 給食試食会

PTA の主催で給食試食会を予定しています。これは、保護者の皆さんに給食を試食してもらうもので、その後には栄養教諭による給食や食育についてのお話があります。食に関する質問や疑問がありましたら、担任か栄養教諭までお尋ねください。



4. 授業

(1) 年間授業日数と年間授業時数

① 年間授業日数 201日 (R4)

1学期 4月 8日～ 7月 20日
8月 24日～ 9月 30日 (R4 : 96日)

2学期 10月 6日～12月 23日
1月 10日～ 3月 24日 (R4 : 105日)

② 年間授業時数

学 年	国 語	社 会	算 数・ 数 学	理 科	生 活	音 楽	図 工・ 美 術	家 庭・ 技 術	体 育	外 国 語 活 動	外 国 語	道 徳	総 合	特 別 活 動	合 計
1	306		136		102	68	68		102			34		34	850
2	315		175		105	70	70		105			35		35	910
3	245	70	175	90		60	60		105	35		35	70	35	980
4	245	90	175	105		60	60		105	35		35	70	35	1015
5	175	100	175	105		50	50	60	90		70	35	70	35	1015
6	175	105	175	105		50	50	55	90		70	35	70	35	1015
7	140 (14)	105 (10.5)	140 (14)	105 (10.5)		45 (4.5)	45 (4.5)	70 (7)	105 (10.5)		140 (14)	35 (3.5)	50 (5)	35 (3.5)	1015 (101.5)
8	140 (14)	105 (10.5)	105 (10.5)	140 (14)		35 (3.5)	35 (3.5)	70 (7)	105 (10.5)		140 (14)	35 (3.5)	70 (7)	35 (3.5)	1015 (101.5)
9	105 (10.5)	140 (14)	140 (14)	140 (14)		35 (3.5)	35 (3.5)	35 (3.5)	105 (10.5)		140 (14)	35 (3.5)	70 (7)	35 (3.5)	1015 (101.5)

※全学年 45分時程で実施します。7～9年生の1単位時間は50分であるため、45分授業による増加時数を()に記載しています。

※後期課程は4限終了後に「MT(マルチタイム)」、前期課程は5限開始前に「わくわくタイム」の短時間学習(15分)を実施します。

(2) 各教科、総合的な学習の時間

本校では全ての教育課程の根底に人権尊重の理念を置き、地域に根ざした学校づくりを行います。そして、各教科と総合的な学習の時間・特別活動の時間を有機的に連携させ、子どもたちに「生きる力」を付けていくことをめざします。

① 教科

学校の授業時間の大半は教科の時間です。本校では「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで、質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続ける子どもの育成をめざします。また、個別最適な学びを展開し、一人ひとりに「確かな学力」が身に付くよう取り組んでいきます。そして、大阪府立豊中高等学校能勢分校も含めて12年間を見通した系統的な指導を行い、基礎基本の定着を図ります。

② 総合的な学習の時間

学習指導要領に示されている総合的な学習の時間のねらいとしては、

- 自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題解決する資質や能力を育てること
- 学び方や、ものの考え方を身に付けること
- 問題の解決や探求活動に主体的、創造的に取り組む態度を育成すること
- 自己の生き方を考えることができるようにすること

などが挙げられています。つまり、「知識」よりも自分自身で自主的に学ぶ「方法」や「態度」を身につけさせることに重点が置かれていることが特徴です。

「総合的な学習の時間」は3年生から始まります。教科書のない自由なカリキュラムなので、学校で様々な取組が行われています。学校では人権を柱に、地域に根ざした学習を行うことを目的としています。

◇グローバル能勢

能勢町全体を学びのフィールドと考え、能勢の自然・文化・環境・産業・歴史・人権・職業・福祉を教材にして、自ら現地へ行き調べ学習を行ったり、地域の方をゲストティーチャーとして招き、お話を聞いたりしながら「生き方」や「学び方」を探求していきます。ふるさと「のせ」に対する理解を育み、「のせ」の良さを継承できる子どもを育てていきます。

◇グローバル英語

1年生から英語活動の時間や映像を使ったフォニックスなどを取り入れ、しっかりした英語の基礎力を付けるとともに、英語で自分の思いや考えを伝えることができることを目標にして取り組んでいきます。

(3) 支援教育

本校では共生社会の実現をめざし、ともに学び、ともに育つ観点から、インクルーシブを大切にした支援教育の取組を基盤に、学校づくり、集団づくりを一層進めています。そのために児童生徒の障がいや特性に応じた指導により、個々の生きる力を伸ばし、自己有用感を育み、全ての子どもたちが互いを認め合う集団づくりを行っています。

① 支援学級（ささゆり教室・けやき教室）

ささゆり教室・けやき教室とは支援学級のことで、支援を要するお子さまのための学級です。前期課程の教室を「ささゆり教室」、後期課程の教室を「けやき教室」として設置しています。

● ささゆり教室・けやき教室の目標

子どもたち一人ひとりの状況を十分に理解し、個々の教育的ニーズに応じていくことを目標にしています。

ささゆり教室・けやき教室の子どもたちも、多くの時間を通常学級の子どもとともに過ごすことを基本としています。「ともに学び、ともに育つ」ことを通して、お互いの信頼関係を作り、ともに認め合い、支え合い、つながり合い、学び合うことにより、子どもへの教育効果が高まるように努力しています。

● ささゆり教室・けやき教室の授業

ささゆり教室・けやき教室に在籍する子どもたちは、通常学級の中で他の子どもたちとともに授業を受けることを大切にしますが、子どもたち一人ひとりの状況に応じて、次のような授業形態で柔軟に対応します。

通常学級での学習

通常学級の中で授業を受ける場合でも、必要に応じて支援学級の担任が通常学級に入り込み、担任（学級担任・教科担任）の指導のもと、在籍している子どもたちの学習支援を行います。

ささゆり教室・けやき教室での学習

子どもたち一人ひとりの状況に応じて、ささゆり教室・けやき教室での授業を行います。ささゆり教室・けやき教室に在籍する子どもたちについては、当該学年の学習指導要領に記されている履修すべき教育内容を離れ、前学年までの各教科の目標・内容の全部又は一部による指導に替えることもできます。個々の教育的ニーズに応じた指導をしていきます。

● 自立活動の時間

それぞれの子どもたちの障がいの状態や発達段階に応じて、主体的に自分の力を発

揮し、よりよく生きていこうとする力を伸ばす時間です。この時間も、子どもたち一人ひとりの状況に応じて、必要な場合に実施します。

また、定期的に講師による専門的指導を受け、毎日の生活をしていく上で必要な力を身に付けるための学習も行います（要申込）。

② 通級による指導（よつば教室：通級指導教室）

「通級による指導」とは、大部分の授業を通常の学級で受けながら、障がいに応じた特別の指導を「通級指導教室」といった特別な場で一部受ける指導形態です。

通級指導教室は、学校生活において、対人関係、行動面、学習面などで困っている子どもたちに対し支援を行う「教室」です。

通常学級に在籍する次のような児童生徒が対象となります。

- ・コミュニケーションがうまく取れず、友だちとトラブルになることがある。
- ・落ち着きがなかったり、気が散りやすかったりするなど、授業に集中しにくい。
- ・計算はできるのに漢字は覚えられないなど、学習場面においてできることとできないことに大きな差がある。

通級による指導は週1～2回、決められた時間（授業中や放課後）に、通級指導教室へ通い、個別指導を行います。

通常学級で自分の力を発揮できるようにトレーニングを行います。必要に応じて各教科の内容を取り扱うこともあります。

●支援学級との違い

支援学級は、支援学級担任が学校生活での学習面・生活面全てについて、子どもの発達や成長を通常学級の先生と相談しながら支援していきます。

通級は「教室」となります。通級の時間の学びをクラスの学習・生活に生かせるようにすることは支援学級と同じですが、本人の苦手なところにピンポイントで働きかけるイメージです。

年度途中で指導を開始したり、子どもの様子に改善が見られたら指導を終了できたりするところも支援学級と異なるところです。

保護者との連携について

支援教育（支援学級・通級指導教室）を受けられるご家庭とは密に連絡を取り合っています。

定期的な懇談のほかにも、保護者の方から悩みや要望があれば、いつでも懇談を行っています。また必要があれば家庭訪問を行うこともあります。

子どもたちにとって、能勢ささゆり学園での生活が楽しく充実したものになるように、一緒に力を合わせていきましょう。

(4) よつば・教育支援センター『Charging』

学校には様々な要因により、登校が困難又は通常学級で学習することが苦手な子どもたちがいます。通常学級で学ぶことが難しい子どもたちが安心して別室で過ごす機会や居場所を設けています。

この教室では、自主的に取り組む内容を相談しながら決め、自ら学習します。子ども一人ひとりの状況に応じて、社会的に自立する力を身に付けることをめざしています。

このように子どもに寄り添い、気持ちを聞く中で「心のエネルギー」が充電されれば、いつでも通常学級に戻って学習することもできます。本人との対話を重ね、保護者と連携し、必要に応じて SC、SSW 等の専門家と連携しながらアプローチします。保護者の方の思いや考えを十分にお聞かせいただき、保護者の協力もいただきながら、子どもたちの「心のエネルギー」が満たされていくように努めていきます。まずは学校又は教育委員会にご相談ください。

(5) 家庭学習・自主学習・自立学習

① 家庭学習の習慣を付けましょう

学校では、子どもたちの負担にならない範囲で、学力の定着のために必要な宿題を出します。例えば前期課程の宿題では、比較的多いのは、漢字の書き取りや計算問題などのように、繰り返して習熟しなければならないものです。漢字の読み書きやかけ算・わり算などは、授業で習っただけではうまく使いこなせません。習ったことをお子さまが完全に身に付けるためには、やり方を覚えるだけでなく、何度も繰り返して練習し、習熟していかなければなりません。

宿題はそのために出されます。また、時には「家でのお手伝いを 3 つ」のように、家庭での自分の役割について考えさせるような宿題を出すこともあります。このような宿題は、お子さまが自分で考え、実践する態度を養うためのものです。

家庭では、お子さまが落ちついて宿題に集中できる時間を取ってあげてください。また、宿題を手伝うのではなく、ぜひとも宿題をやったかどうかの確認をしてあげてください。

しっかり宿題を行うのが家庭学習の基本です。

宿題だけでなく自主学習にも取り組みましょう。子どもたちが主体的に学ぶ力を付けるためにも自主学習は大切です。子どもたちの興味・関心のあるところからでいいので取り組んでいきましょう。前期課程では家庭学習の手引（後日配布）を作成しています。これを参考にしながら家庭学習についてお子さまと話し合ってください。

② 家庭での学習環境を整えましょう

学習環境といっても、本をどんどん買い与えるとか、子ども部屋を確保するなどといったことではありません。テレビを見る時間を決めたり、ノートを広げる場所を提供し

たりすることが環境を整えることになります。時にはテレビ番組も有効なことがあるものです。一緒に見ながらお子さまに問いかけてみたり、一緒に考えたりするのもいいでしょう。eライブラリ等、インターネットを使った宿題が出る場合もあります。楽しみながら学習を重ねてください。お子さまの家庭学習については、低学年から習慣にすることが大切なので、その意味でも家庭の協力が必要です。

③ 「放課後学習」をすることがあります

同じ「わり算が苦手」であっても、問題文を読むのが苦手だったり、計算の手順を覚えていなかったりとお子さまによって理由は様々です。そこで、それぞれに違う弱点を克服するために、放課後しばらく学校に残して個別指導を行うことがあります。これが「放課後学習」です。お子さまの学習のために必要なことですので、ご協力ください。

④ 疑問があればいつでも先生へ相談しましょう

「うちの子が苦手なのはどこか?」「家庭ではどのように勉強させたらよいか?」など、疑問があればいつでも担任や学年団の先生に相談してください。お子さまの学力面のどこに課題があるのか、どうすれば乗り越えられるのかを一番知っているのはやはり担任や担当の先生です。お子さまの課題を家庭と学校との協力で克服していきましょう。

(6) 情報学習センター (図書室)

●本を読もう!

情報学習センターの中には自習室と図書室があります。ノートを広げて自習できるスペースと好きな本を借りる図書室の機能を備えています。

また、パソコンを使えるスペースがあります。本やパソコンを活用して自主的に学びを進める環境が整えられていますので、有効に活用してください。

学校司書もいますので、お子さまの個々のリクエストにも対応することができます。

(7) 評価

学校の教育活動の中で「評価」は様々な形で行われます。テストの点数や通知表など形になるものもあれば、大人からの声掛けや子ども同士のアドバイスなども評価の一つです。ここでは、学校における評価活動の目的と、実際にそれらの評価がどのように行われるのかについて、教科等の授業に関する内容を中心に説明します。

① 「学力」とは

「学力」については、様々な考え方があります。大きく2つに分かれ、1つは、主に点数学力と言われるような教科の学習内容を中心とした知識や技能などです。もう一つは、コンピテンシー（安定的に成果をあげ続けることができる行動特性）や非認知能力と言われるような学習の基盤になる力です。例えば、コミュニケーション力や探究心、知的好奇心など、どの教科にも共通して必要とされる力がこれに当たります。

② 評価の目的と方法

学習評価の目的は、次の3つが挙げられます。

- 子ども自身が自分の学びの姿を振り返り、次の目標を定めたり、学習姿勢を見直したりするため
- 保護者にお子さまの習熟状況や取組の様子について伝え、学校と家庭が協力して子どもの成長を支える手がかりとするため
- 教員が教育活動の改善を図ったり、子どもへの手立てを考えたりするため

また、これらの目的を達成するために、通知表など様々な形で「評価」を伝えています。通知表では、評定（後期課程のみ5段階）や観点別学習状況評価（3段階）及び所見欄のコメントで学習状況や生活の様子を伝えます。これらはテストの結果や授業内での課題、提出物、授業での貢献度などを判断材料に付けられています。

③ 通知表の評価

通知表の「評定」「観点別学習状況評価」は、「目標に準拠した評価」を用いて付けられます。到達すべき目標を提示し、決められた基準に対してどの程度満たしているかで判断します。「到達度評価」や「絶対評価」とも言われます。これは、「相対評価」と呼ばれる集団内の順位、比率によって成績が決まるシステムとは違い、自身の取組状況と向き合い、また、仲間の頑張りを認め、互いに励まし合えるシステムでもあります。

各教科の成果物やテストの結果、授業での様子などから「観点別学習状況評価」を後期課程では「A」～「C」の3段階で付け、前期課程では「よくできた」「できた」「がんばろう」の3段階で付けます。観点は「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体的に学習に取り組む態度」の3つです。

さらに後期課程では、それら3つの観点に基づき、学習状況を総括的に捉えて「1」～「5」の5段階で付けたものを「評定」と言います。

●「知識・技能」

基礎的な学習内容。「何を理解しているのか、何ができるのか」を示すもの。講義や問題演習などを通して身に付ける。

●「思考力・判断力・表現力」


学習内容を活用し、問題を見つけたり、解決策を考えたりする力。書いたり、プレゼンテーションしたりする表現活動や仲間との協働学習を通して力を身に付ける。

●「主体的に学習に取り組む態度」

学習に前向きに取り組んでいるかを示すもの。継続的に学習に取り組んだり、わからなくても諦めずに頑張りぬいたりする「粘り強さ」と、自身の学習の姿を振り返り、より効果的に学べるように努力する「学習の調整」を促していく。

④ 進路に関わる評価

進路に関わる成績については、大阪府立高等学校の入学者選抜要項に従い、また各私立高校が示す入試の実施要項を確認した上で付けていきます。大阪府立高等学校（公立）の場合、出願時に学校が作成した「調査書」を提出し、「調査書」には7～9年生の評定が記載されます。



5. 特別活動及び部活動

○特別活動がめざすもの

特別活動では、様々な集団での活動を通して、次のことをめざします。

- 健やかな心と体を育て、一人ひとりの個性を伸ばすこと
- 集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築く態度を育てること
- 自分の生き方、人間としての生き方についての考えを深めること
- 集団や社会の中で自分を生かせる力を養うこと

○部活動（5～9年生対象）がめざすもの

自主的・自発的な意思により入部した集団での活動です。スポーツや文化及び科学等に親しませることにより学習意欲や体力の向上、責任感、連帯感を育てます。

（1）特別活動 - 学級活動

①学級活動

次の内容について、話し合い活動、係活動、集会活動等を行います。

- （ア）学級や学校における生活づくりへの参画
- （イ）日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全
- （ウ）一人ひとりのキャリア形成と自己実現

②活動内容

- 個人目標、学級目標を決め、学期ごとの振り返りを行う
- 企画立案・役割分担・運営等の組織づくりを主体的に行い、協力し合い実践する（係活動、委員会活動、学校行事、レクリエーション等）
- 学級や学校における生活上の諸問題の解決を図る（学習・友人関係の改善等）
- 食生活（給食）、健康や安全について考え、その向上を図る
- 現在や将来に希望や目標を持ち、主体的な進路選択や自己実現を図る

(2) 特別活動 - 児童生徒会活動・委員会活動

① 児童生徒会活動

会長 1 名（9 年生）、副会長 3 名（8 年生・9 年生）、役員 6 名（5～7 年生）で構成し、主に次の内容について、学級や縦割り、目的別等で構成された集団で活動します。

- (ア) 児童生徒会の計画や運営
- (イ) 異年齢集団による交流
- (ウ) 学校行事への参画
- (エ) ボランティア活動などの社会参加

② 児童生徒会活動の内容例

- 新入生を迎える会・卒業生を送る会等の企画や運営を行う。
- 能勢町児童生徒会サミットの企画や運営を行う。
- 能勢町あいさつ運動等の企画や運営を行う。

③ 委員会活動

- 日常的に仲間のために活動を行うことを大切にします。
- 以下に示す委員会があります

- ・ 健康委員会…衛生面、栄養に関すること
- ・ 環境委員会…清掃、栽培等に関すること
- ・ 放送委員会…放送全般、広報に関すること
- ・ 学習図書委員会…学習や図書に関すること

※委員会には、各クラスから 2 名が所属します。委員会に所属しない児童生徒は、学級活動で様々な活動を行います。

④ 委員会活動の活動内容例

- 行事の際の企画・運営
- 各委員会だよりの発行
- 毎日の放送、設備の管理、給食メニューの周知など日常的に活動

(3) 特別活動 - 前期課程のクラブ活動

① クラブ活動

クラブの内容や人数は年度によって変わりますが、運動や文化的活動を通じて、望ましい人間関係を築き、一人ひとりの個性を伸ばすとともに、集団の一員としてよりよいクラブづくりを進めていきます。

②活動内容例

- サッカー、バレーボール、バドミントン、卓球等のスポーツ
- 家庭科、図工等のものづくり、アウトドアなど

(4) 部活動

令和4年度より、5年生の2学期から学校の部活動に参加することができます（令和4年度に限り、6年生も2学期からの入部となります。）。

① 令和4年度に募集をする予定の部活動

《運動部》

準硬式野球部・陸上部・卓球部

男子バレーボール部・女子バレーボール部

男子ソフトテニス部

女子バスケットボール部

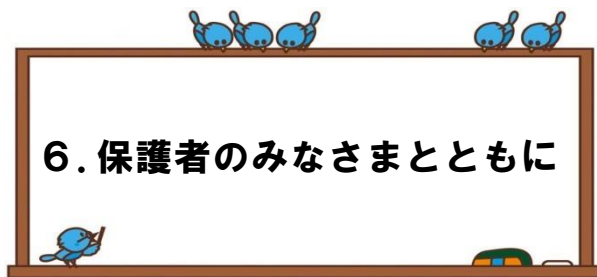
《文化部》

吹奏楽部・芸術部

※状況により部員の募集停止をする場合があります。

② 入部・部費について

体験入部期間があるので、よく考えてから入部届を出してください。部費は原則として徴収しませんが、対外試合の交通費や道具にかかる費用などは個人負担となります。



(1) PTA 活動

PTA 活動は保護者と教職員が協力して、家庭と学校と地域社会での子どもの健やかな成長を願い、保護者同士・教職員と保護者との顔の見える関係づくりをめざします。子どもたちの生活面や教育面での環境を整えるための活動をしている団体です。令和4年度からは前期課程・後期課程のPTA活動が一本化されます。

(2) 参観・個人懇談・家庭訪問

① お子さまの学校での様子を知るチャンスです

学校では、お子さまの学校での日ごろの様子を家庭に伝えるために、授業参観や個人懇談、[家庭への訪問](#)などを行っています。学校は保護者の参加を強く望んでいます。積極的に参加してください。

② お子さまの学校生活を見てください

お子さまの学校生活や友だちとの関わりを知るために授業参観にお越しください。お子さまが学習する姿や学校生活の様子を見ることができます。

③ 担任や保護者同士で話してみませんか

授業参観の後に学級懇談会が行われることもあります。担任や他の保護者の方とお話ができるいい機会です。お子さま同士は仲がいいけど保護者の方とは交流がないという方や、先生とお話しするきっかけがないというような方もぜひ参加してください。

④ [ご家庭への訪問](#)

[ご家庭への訪問](#)は、担任がお子さまの様子を見たり、保護者からの要望を聞いたりすることが主な目的です。これは担任がお子さまのことをよく分かろうとすると、学校での様子ばかりでなく、家庭での様子や状況についても十分に知っておきたいという考えによるものです。

⑤ 個人懇談

個人懇談は主に担任と保護者の話し合いのために学校で行います。担任からは学習面、生活面のアドバイス、友だちのことや、学校での生活の様子など、また、後期課程においては進路のことなどを伝えます。

保護者の方も家庭でのお子さまの様子を伝えたり、ふだん気になっていることなどを気軽に尋ねてみてください。

(3) 相 談

●学校へ気軽にご相談ください

クラスの様子や担任の指導について、保護者のみなさんは、お子さまから直接聞くことが多いと思います。そして、お子さまが学校のことを家で多く話してくれるほど、保護者のみなさんも学校の様子がよくわかることと思います。しかし時には、お子さまのことで気になることや心配になることもあるでしょう。そんなときには、担任にご相談ください。電話や手紙、連絡ノートなどを通して話し合うことによって解決する問題も多くあるはずです。

●学校全体で支援しています

担任以外にも、校長・副校長・教頭や生活指導担当等もお子さまの成長を見守っています。能勢ささゆり学園では、保護者のみなさんの声を大切にしていこうと考えています。お子さまに何か問題が起こっているような気配を感じたり、何か気になることがありましたら、その原因を確かめることが大切です。このようにして目の前のお子さまを大事にするという視点で、学校と家庭が協力していく関係を作ることが必要なのです。些細なことでも構いませんので、ご遠慮なく学校へご相談ください。

(4) 必要経費

①学校徴収金

学校教育にかかる費用のうち、「教材費」「給食費」「積立金」については、保護者のみなさんに負担していただきます（このような経費のことを学校徴収金といいます）。

4年生～9年生に児童生徒が在籍するご家庭には、宿泊行事・修学旅行・アルバムなどの「積立金」も負担していただくことになります。

各学年の1か月あたりに負担していただく費用はおよそ次のとおりです。

【内訳】（あくまでも目安です）

[円]

	給食費	教材費	積立金	PTA会費	1か月合計
1年	3,800	1,000		150	4,950
2年	3,800	1,000		150	4,950
3年	4,000	1,000		150	5,150
4年	4,000	1,000	2,000	150	7,150
5年	4,200	1,200	2,000	150	7,550
6年	4,200	1,200	2,000	150	7,550
7年	4,100	2,000	2,000	200	8,300
8年	4,100	2,000	2,000	200	8,300
9年	4,100	2,000	2,000	200	8,300

※PTA会費については、加入された方のみ徴収となります。

備考

- 給食費を返金する場合があります。欠席が長くなることがわかりましたら、担任へその日数を連絡してください。
- あくまで概算ですので、金額は4月以降の徴収金の案内をご確認ください。
- 未納の場合は、児童手当から引き落としをさせていただきます。

②口座の開設と引き落としについて

学校徴収金を口座から引き落としをさせていただきます。口座振替の指定銀行は池田泉州銀行能勢支店です。

池田泉州銀行能勢支店：電話:072-734-0077 能勢町森上 151-13

池田泉州銀行のいずれかの本・支店で、保護者又は児童生徒名義で口座を開いて口座振替の手続きを行ってください。すでに池田泉州銀行本・支店に口座をお持ちの場合は、それを使っても結構です。入学・転入時に渡される「預金口座振替依頼書」に必要事項を記入し、能勢ささゆり学園か池田泉州銀行能勢支店の窓口へ提出してください。

引き落とし日(自動振替日)は5月・6月・7月・10月・11月・12月の各月15日です。15日が土・日・祝日の場合は、次の平日になります。残高が指定の金額に足

りない場合、学校の口座に振り込みをお願いします。（振込手数料は本人負担）

※ 口座振替は、1件につき10円の手数料が必要になります。

③就学援助制度

能勢町では、教育の機会均等の趣旨に則り、経済的理由（生活保護に準ずる程度）により就学困難と認められる児童生徒が等しく教育を受けられるように、就学のための必要な経費の一部を援助しています。援助を希望される保護者の方は、学校より配布のお知らせを熟読いただき、申請してください。

なお、新しい年度になると継続はされませんので毎年同様の申請が必要となります。

●就学援助の対象者

当該年度において、次のいずれかに該当される方

- * 生活保護が廃止又は停止になった。
- * 町民税が非課税又は減免になった。
- * 個人事業税の減免を受けた。
- * 国民年金の保険料又は国民健康保険税の減免を受けた。
- * 児童扶養手当の支給を受けた。（「児童手当」は該当しません。）

上記、5つ以外に他の特別な事情で就学が困難な方

●申請窓口 能勢ささゆり学園

- 申請方法 決められた申請書（学校に置いてあります）に必要な事項を記入の上、必要な書類を添付して学校又は教育委員会（学校教育総務課）に提出してください。

●援助の内容（目安となります）

項目	前期課程（1年～6年）	後期課程（7年～9年）
学用品・通学用品費	1年 11,630円 2～6年 13,900円	7年 22,730円 8～9年 25,000円
校外活動費	日帰り 1,600円まで 宿泊 実費	日帰り 2,310円まで 宿泊 実費
入学（進級）学用品費	1年 51,060円	7年 60,000円
修学旅行費	実費額	実費額
学校給食費	実費額	実費額
アルバム代		9年 8,800円
オンライン学習通信費	12,000円	12,000円

* 金額は、令和3年度現在のもので、若干の変動がある場合があります。

* 援助費は、年3回に分けて支給されます。

* 給食費や教材費などで未納がある場合は、援助費より精算します。

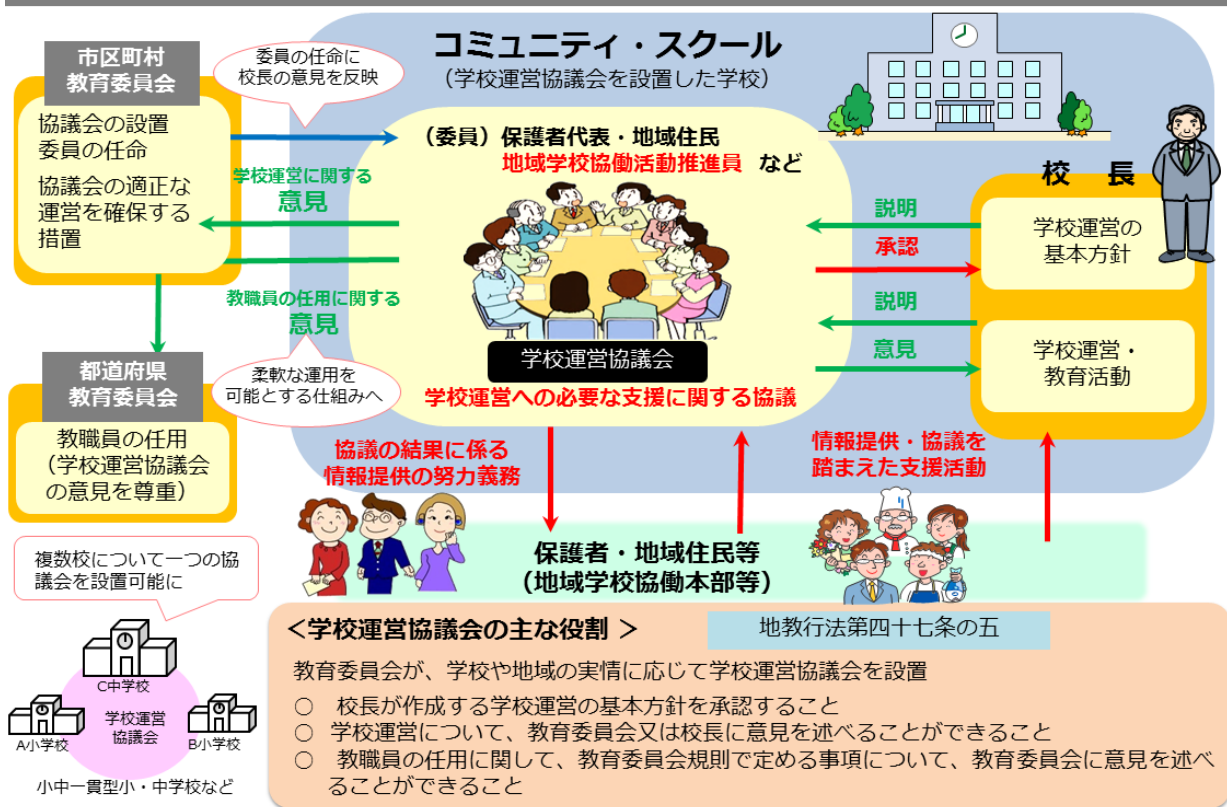
7. 地域のみなさまとともに

(1) コミュニティ・スクール

コミュニティ・スクールとは、地域と学校が力を合わせることによって、お互いに信頼し合い、それぞれの立場で主体的に子どもたちの成長を支えていく学校のことです。

能勢町は以前から、地域とともに歩む学校づくりを進めてきましたが、義務教育学校になってもこれまで同様、地域の方々と共に子どもたちの成長を願って学校づくりをしていくことに変わりはありません。

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の仕組み



(文部科学省HPより抜粋)

◇学校運営協議会の構成員

令和2年度から学校運営協議会には、小中高のPTA役員・地域学校協働活動推進員・町職員・教職員等をはじめ、民生委員児童委員協議会、更生保護女性会、体育連盟、商工会等からも新たに委員に加わっていただいています。学校と協働し、子どもたちの笑顔が増える活動ができるよう進めていきます。

(2) 地域学校協働本部（ささゆりネット）

地域学校協働本部は、より多くの幅広い層の地域住民・団体等と目標を共有して、地域と学校が連携・協働して、地域全体で子どもたちの成長を支えることを目的とした「能勢っ子の応援団」です。

授業や学校行事の支援・環境整備・あいさつ運動・広報誌の発行など様々な活動を行っており、その活動は、地域学校協働活動推進員を中心に、幅広い地域の方々の参画により成り立っています。

●能勢ささゆり学園でボランティアをしてみませんか？

能勢ささゆり学園では、保護者のみなさんに、地域の方々と共に学校を支え・応援していただくボランティアを募集しています。詳しくは、能勢ささゆり学園にお問い合わせください。

※活動の一例

「総合的な学習の時間」や社会見学などの校外学習時の沿道の見守りなど

(3) 放課後活動

放課後の時間を活用して、学校生活ではできない体験をすることは、子ども同士が互いのつながりや絆を深めます。また、学年枠を超えた活動をすることは大変貴重なものです。

◇放課後子ども教室（のせ元気広場） 対象：1～6年生

放課後の居場所づくりとして、体験広場（スポーツ体験や工作など）や学び広場（体験学習や自主学習）を通じて楽しく活動します。

時間帯 校時に準じて活動

費用 無料

◇児童館活動 対象：全児童生徒

人権学習の拠点となる町内4つの児童館を集約して、能勢ささゆり学園で実施しています。参加者みんなで活動内容を考え、お互いを尊重し仲良く活動します。

時間帯 1～6年生 15時30分～17時15分 ※冬季は16時15分まで

7～9年生 17時30分～19時 ※冬季は18時30分まで

費用 無料

◇アフタースクール（校内で学ぶことができる自立学習塾） 対象：7～9年生

放課後にパソコンを使った映像授業（スタディサプリ）を活用し、一人ひとりの習熟度に合った学習を進めていきます。毎回、外部から先生が来られ、授業で分からなかったところの質問、進路相談、学習のアドバイスを受けることができます。詳しくは、教育委員会 学校教育総務課（072-734-2693）までお問い合わせください。

(4) 放課後児童クラブ

①放課後児童クラブとは

放課後児童クラブとは、保護者が就労・疾病等の理由で昼間家庭にいない児童に対して、平日の放課後や長期休暇（夏休み等）に適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図るとともに、保護者の子育て支援・就労支援、また子どもたちの安全確保を図ることを目的としています。

●指導指針

- *子どもたちが安全に心地よく過ごせる集団生活の場を作ります。
- *基本的な生活習慣や決まりを守るよう指導します。
- *年齢の異なる友達が一緒に遊ぶことにより、子どもたち同士で助け合うことのできる関係づくりの援助を行います。

③ 放課後児童クラブの一日の流れ

月曜日から金曜日（祝日を除く）に開室し、学校が終わり次第、子どもたちは放課後児童クラブに行きます（平日：授業終了時～19:00、学校休業日（春休み・夏休み・冬休み・運動会の代休など：8:30～19:00）。

③利用形態

- 常時保育：平日の放課後、長期休業日ともに利用できます。
- 長期保育：長期休業日のみ利用できます。
- 一時的保育：緊急時など1日単位での利用となります。（事前に利用申請が必要）

④放課後児童クラブに入るときの手続き

入会するには、昼間家庭外で労働することを常態としている等の入会要件を満たす必要があります。

入会要件を満たし、入会をご希望の方は、能勢町役場の福祉課(072-731-2150)にお申込みください。

※入会要件は、「能勢放課後児童クラブのしおり」や能勢町ホームページ上の放課後児童クラブのページに記載しています。

※転校等の家庭環境の変化に伴い、年度途中の入会をご希望されても、年次募集の時点で定員を超過している場合はご入会いただけませんので、ご了承ください。

●保育料

保育料：常時保育 月額 6,500 円

長期保育 長期休業期間ごとに変動します。（夏休みの場合 15,000 円）

※減免制度もあります。詳細は「能勢放課後児童クラブのしおり」や能勢町ホームページ上の放課後児童クラブのページに記載しています。

(5) 子どもを応援する活動

【生涯学習と地域活動】

生涯学習とは、子どもから大人まで、全ての人々が生涯を通じて行う学習のことです。子どもたちがいろいろな遊びを通して学ぶことも、一つの生涯学習です。自然の中で遊ぶことで、自然の美しさや厳しさを知ることができますし、友だちと遊ぶことで人間関係を学ぶこともできます。

生涯学習には、地域行事（お祭り、地域の体育祭、自治会などの催し）、地域のスポーツクラブ・教養教室などいろいろな学びの場があります。また、一緒に家のお仕事やお手伝いをするのもお子さまにとっては大切な学習になります。ぜひ保護者の方もお子さまと一緒に学びを楽しんでみてはいかがでしょうか。

① 町の施設

○生涯学習センター

<図書室>生涯学習センター1階

利用時間：午前9時～午後5時／**休室日**：毎週火曜日（ただし、火曜日が祝日にあたるときは、その翌々日）年末年始（12月29日～1月3日）、蔵書点検期間／**貸出冊数**：1人6冊／**貸出期間**：2週間（図書の予約が窓口及びに電話・インターネットからできます。）／**利用者登録**：新規無料／**その他**：月替わりのミニ展示や企画イベント、としょしつまつり等を行っています。能勢ささゆり学園への出張図書館「らくだとしょかん」も行っています。／**問い合わせ先**：電話番号 072-734-3365 FAX 072-734-3376

ホームページ



<貸室>生涯学習センター2階

利用時間：午前9時～午後10時／**休館日**：毎週火曜日（ただし、火曜日が祝日にあたるときは、その翌々日）年末年始（12月29日～1月3日）、蔵書点検期間／**室数（利用目安人数）**：会議室1室（10人）、研修室1室（30人）、和室1室（30人）／**使用料（1時間当たり）**：会議室100円、研修室200円、和室200円、特別使用料（入場料などの徴収や営利・営業等の目的の場合は割り増し加算されます。）、前払い制／**貸館申込み**：使用する日の属する1ヵ月前の初日から使用期日の5日前までに窓口で手続き。／**申込み受付時間**：開館日の午前9時～午後5時／**問い合わせ先**：電話番号 072-734-3365 FAX 072-734-3376／**その他**：2階への移動は階段のみ

ホームページ



<生涯学習講座>

子どもや親子対象の体験や学習の講座を行っています。募集のご案内は町広報、チラシ、町ホームページで随時行っています。

問い合わせ先：電話番号 072-734-3365

又は 072-734-3241（浄るりシアター内生涯学習課）

○浄るりシアター

利用時間：午前 9 時～午後 10 時／**休館日**：毎週火曜日（ただし、火曜日が祝日にあたるときは、その翌々日）年未年始（12 月 29 日～1 月 3 日）／**施設概要**：ホール、小ホール、研修室、和室、調理室／**施設使用料**：有料／**申込み受付時間**：開館日の午前 8 時 30 分～午後 5 時／**その他**：人形浄瑠璃のワークショップやイベントを開催しています。詳細は施設のホームページでご確認ください。／**場所**：能勢町役場横（能勢町宿野）／**問い合わせ先**：電話番号 072-734-3241

ホームページ



○けやき資料館

開館時間：午前 10 時～午後 5 時（3 月～10 月末日）、午前 10 時～午後 4 時（11 月～2 月）／**休館日**：毎週火曜日と水曜日（ただし、火曜日・水曜日が祝日にあたるときは、その週の木曜日）年未年始（12 月 29 日～1 月 3 日）／**入館料**：無料／**展示内容**：能勢町のシンボルツリーである野間の大けやきに関する資料を展示しています。／**その他**：各種ワークショップ有り。イベントなどの詳細は施設のホームページでご確認ください。／**場所**：野間の大けやき横（能勢町野間稲地）／**問い合わせ先**：電話番号 072-737-2121

ホームページ




○歴史資料室

開館時間：午前 9 時～午後 5 時／**休館日**：毎週火曜日・祝日・年未年始（12 月 29 日～1 月 3 日）／**見学**：無料／**展示内容**：町内遺跡からの出土品の一部を展示しています。／**場所**：能勢町住民サービスセンター内（能勢町倉垣）／**問い合わせ先**：電話番号 072-737-0360


ホームページ



○能勢町B & G海洋センター

<p>利用時間：午前 8 時 45 分～午後 10 時／休館日：毎週火曜日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）／施設概要：第 1 アリーナ、第 2 アリーナ、トレーニングルーム、多目的広場、ミーティングルーム、プール（常設していません）／使用料金：有料（施設のホームページでご確認ください。）／施設利用予約：施設に直接ご確認ください。／受付時間：午前 8 時 45 分～午後 9 時 30 分／その他：個人利用及び団体利用ができます。各種スポーツ教室も行っています。／場所：名月峠（能勢町柏原）／問い合わせ先：電話番号 072-734-3336</p>	<p>ホームページ</p> 
---	---

○能勢町営名月グラウンド

<p>利用時間：午前 8 時 45 分～午後 5 時／休場日：毎週火曜日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）／施設概要：グラウンド／使用料金：有料（施設のホームページでご確認ください。）／施設利用予約：施設に直接ご確認ください。／受付時間：午前 8 時 45 分～午後 9 時 30 分／その他：団体での利用のみ。利用団体がないときは閉場しています。／場所：名月峠（能勢町柏原）／問い合わせ先：電話番号 072-734-3336</p>	<p>ホームページ</p> 
---	---

② 青少年育成に関する団体

保護者に参加いただいている PTA 以外にもいくつかの青少年育成に関する団体があり、お子さまの健全な育成のために様々な活動を行っています。

●こども会

こども会は、子どもたちの健やかな成長のために活動しています。こども会では、社会的な活動やスポーツ・レクリエーションなど様々な活動があり、保護者などで構成する指導者や育成者で活動を支えています。

各地区にあるこども会が集まり、地区こども会が構成され、各こども会相互の協調・親睦を図るために能勢町こども会育成会が組織されています。

●体育連盟

体育を通じて体力等の増進を図る等社会体育の振興に努める団体です。西能勢支部、田尻支部、歌垣支部、東郷支部によって構成され、地域の体育大会やスポーツ大会等の運営がされています。また、同連盟には各種スポーツ協会（種目：剣道、野球、卓球、バレーボール、テニス、グラウンドゴルフ、ゴルフ）が加盟されておりそれぞれの分野でスポーツの普及と親睦が図られています。

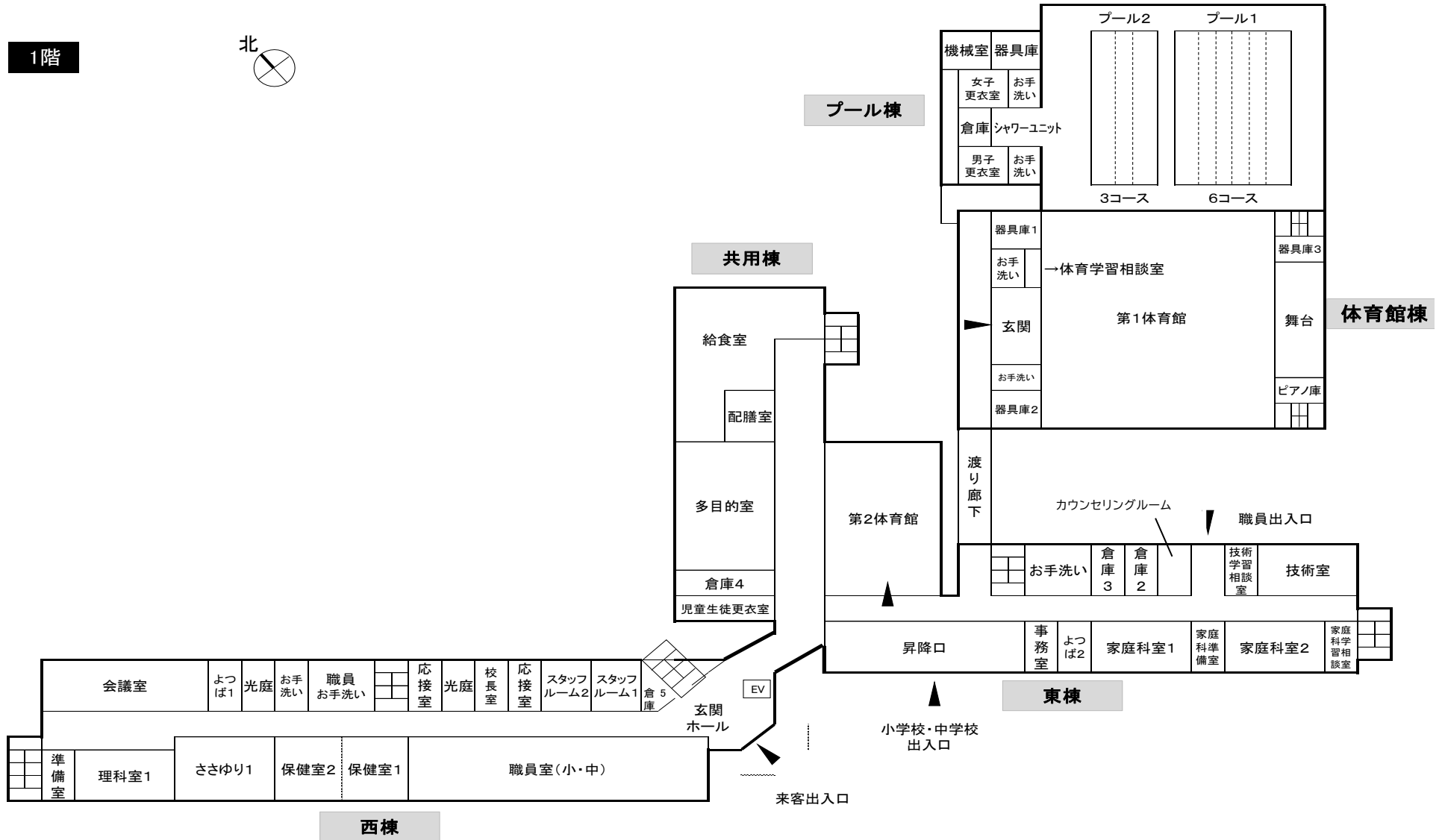
●地区福祉委員会

互いに支え合い、誰もが安心して暮らせるまちをめざして、様々な地区福祉活動に取り組んでいます。生活をする中で感じる身近な課題に対し、自分たちで考え取り組む住民主体の組織です。能勢町では6地区（旧小学校区）にあり、自分たちの住むまちを良くしていきたいと思う各種団体や関係者等で構成されている住民主体の組織です。

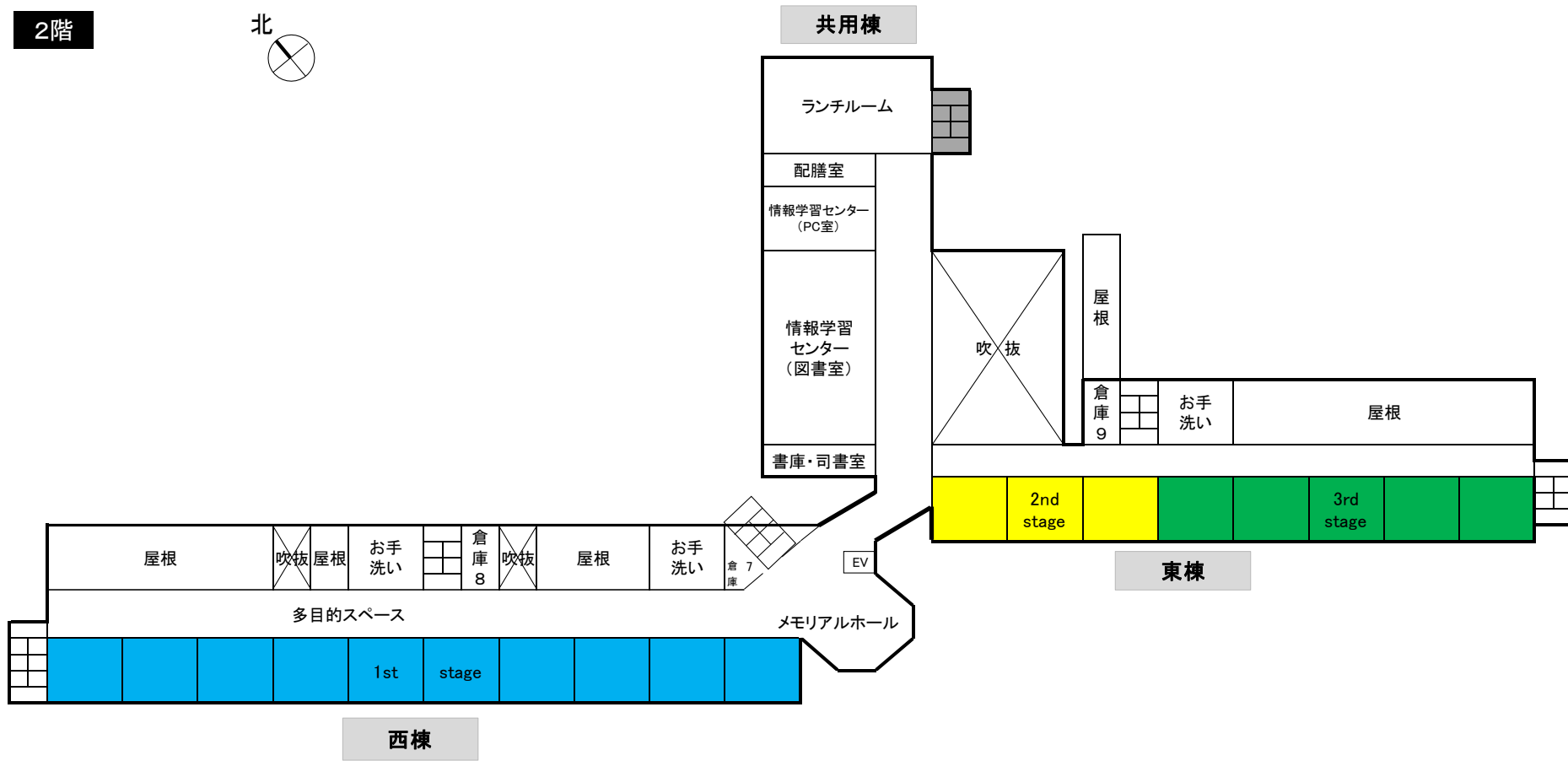
顔見知りが増えると、助け合える人が増えます。「つながりづくりのきっかけをどう作ればいいだろう?」「自分たちも楽しみながら何ができるだろう?」など、地域の実情や特徴を踏まえながら、話し合いを重ねていきます。そうしてできた活動が、サロンや見守り活動といった様々な地域福祉活動です。

お問い合わせは、社会福祉法人能勢町社会福祉協議会（☎072-734-0770）まで。

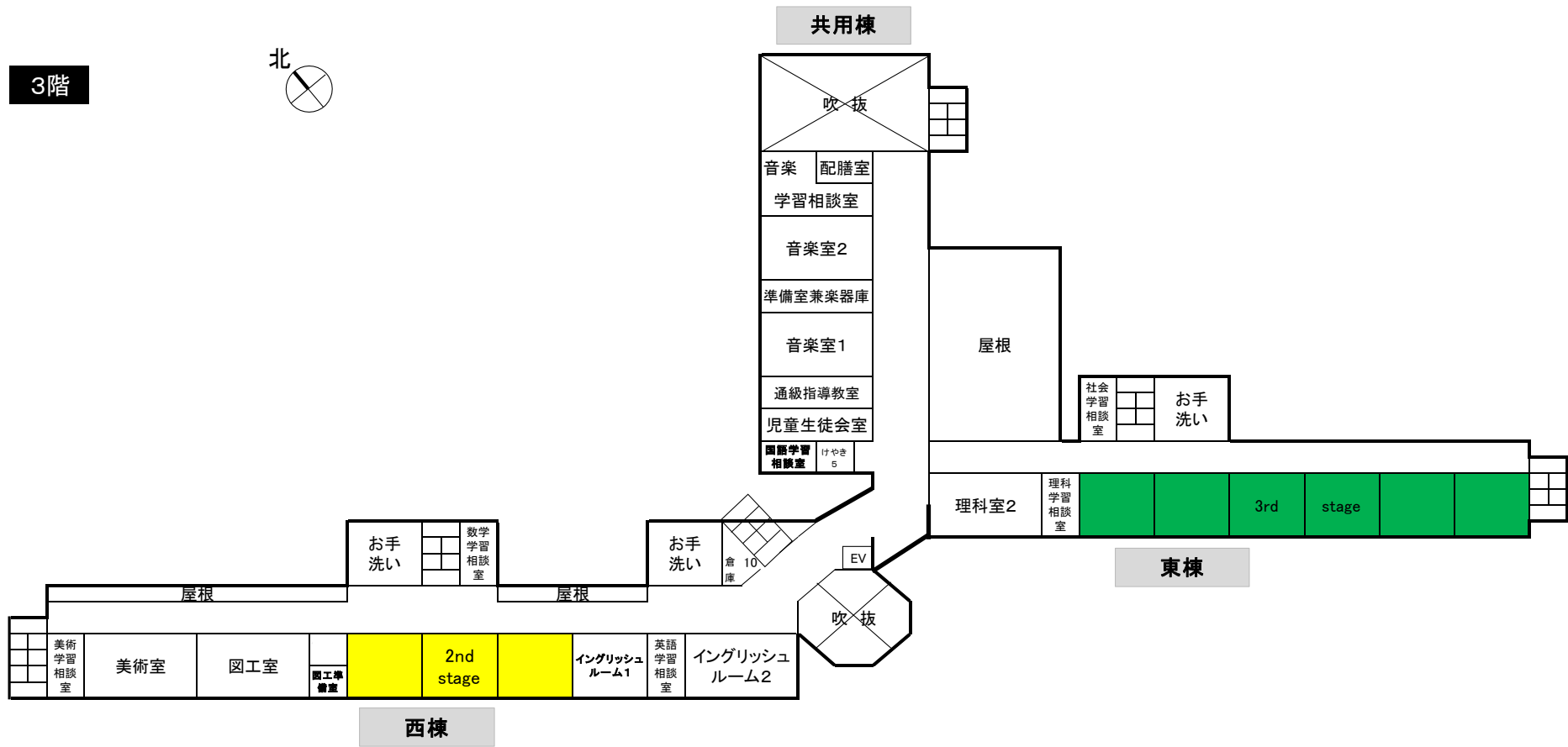
1階



2階



3階



学校保健安全法による出席停止について

児童生徒が健康的に学校生活を送るうえで、学校において予防すべき感染症の種類が、学校保健安全法施行規則第18条により次のとおり規定されています。

第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、パスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、シフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清型が H5N1 であるものに限る。）、その他新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症
第2種	インフルエンザ、百日咳、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風疹（3日はしか）、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症〔溶連菌感染症、手足口病、ウイルス性肝炎、感染性紅斑（りんご病）、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症等〕

上記の感染症にかかった者は、文部科学省令で定める基準により出席停止となりますから、日常の健康観察で疑わしい場合は、早めに医師にご相談ください。

【出席停止の取扱いについて】

1. 出席停止は学校長が指示するもので、欠席扱いにはなりませんから、感染症にかかったときは、速やかに学校へ連絡してください。
2. 第1種については、本人以外で同居家族内に発病者があるときも、しばらくは出席停止となります。
3. 第2種、第3種の場合は、原則として治癒するまで出席停止。ただし、医師が感染のおそれがないと認めたときは出席させてください。
4. 登校する際は、必ず医師の許可をもらってから登校してください。許可については、診断書などは必要ありません。

〈参考〉 出席停止期間の基準

病 名	期間の基準（めやす）	病 名	期間の基準（めやす）
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで 又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	結 核	医師が感染のおそれがないと認めるまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を過ぎるまで	髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	腸管出血性大腸菌感染症	医師が感染のおそれがないと認めるまで
風 疹（3日はしか）	発疹が消失するまで	流行性角結膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで（7～14日）
水 痘（みずぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで	溶連菌感染症	医師が感染のおそれがないと認めるまで

お子さまが学校で学習しているとき等、学校管理下で思いがけなくけが等をされた場合、災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対する医療費を日本スポーツ振興センターより給付を受けられる制度です。

1. 学校管理下とは

- ・授業中（各教科、遠足、修学旅行、大掃除等）
- ・学校の教育計画に基づく課外指導中（部活動、デイキャンプ、海洋学習等）
- ・休憩時間中及び学校の定めた特定時間中（始業前、業間休み、昼休み、放課後等）
- ・通常の経路及び方法による通学中（登下校中）

2. 給付対象・給付額

災 害	災 害 の 範 囲	給 付 金 額
けがや病気 の場合	医療費総額（初診から治癒するまで）が5,000円（病院の窓口で支払う額が1,500円）以上のものが対象となります。※	医療費 ①医療費分として医療費総額の3/10（病院の窓口支払分） ②雑費分として医療費総額の1/10 ③合計①+②、医療費総額の4/10が支給されます。
障害が 残った場合	けがや病気が治った後に残った障害で、その程度により1級～14級に区別されます。	障害見舞金 88万円～4,000万円 （通学中は、その半額）
死亡した 場合	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円 （通学中は、その半額）
	突然死 運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 3,000万円 （通学中は、その半額）
	突然死 運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500万円 （通学中の場合も同額）

- ① 保険外治療費は、給付の対象となりません。
- ② 同一の負傷又は疾病の医療費の給付期間は初診日から10年間です。
- ③ 要保護児童生徒の医療費は、医療扶助があるため対象となりません。
- ④ 学校の管理下の範囲のけが等の場合には日本スポーツ振興センターより給付がありますので、子ども医療証の使用は控えていただきますようお願いいたします。
- ⑤ 給付事由の発生から2年間請求しないでおくと、給付を受ける権利はなくなります。
- ⑥ 非常災害による災害は給付となりません。
- ⑦ 第三者の加害行為による災害により損害賠償があったときは差額支給（示談額等がセンター給付金額よりも少ない場合）となります。ただし、児童生徒間（センター加入者）の加害行為の場合は全額給付対象となります。

※「災害共済給付金補てん助成金」について

日本スポーツ振興センターの給付対象とならない以下の傷病については、能勢町の「災害共済給付金補てん助成金」より給付を行います。給付対象や手続きなどの詳細は能勢町教育委員会にお問い合わせください。

- 1, 医療費総額（初診から治癒するまで）が5,000円（病院の窓口で支払う額が1,500円）未満のもの。ただし、「医療の状況」の転帰が「治ゆ」となっている場合のみ対象。
- 2, センターから障害見舞金又は歯牙欠損見舞金が支給されない永久歯の歯牙破折。破折した永久歯の歯牙2本を限度として、1本につき10,000円を給付。

3. 請求方法及び給付方法

- ① 請求は、学校から渡されます規定の手続き用紙を医療機関等に持参し、医療点数等を記入してもらい、再度学校へ提出してください。
- ② 規定の手続きの用紙には公費負担医療制度（ひとり親家庭医療・子ども医療助成等）の使用の有無を確認する欄が右下部にありますので、「記入者」欄の「保護者」と「公費負担医療制度」欄の該当する公費負担医療制度名に○印をつけ、その月に病院で支払った自己負担金額をご記入ください。
- ③ 提出の際は、領収書等（原本）も一緒に提出してください。（裏面に受付印を押印した後、返却いたします。）
- ④ 給付は日本スポーツ振興センターで審査され、給付金の額が決定された場合、学校を經由して保護者の金融機関口座に振り込まれます。振込ができましたら、ご家庭にお知らせいたします。
- ⑤ 通院が複数月にわたる場合も手続きは1月ごとです。

この基準は、食物アレルギー疾患等がある児童生徒に対する個別対応給食の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

1、個別対応給食

個別対応給食とは、特定の食物を食べることができない場合に医者診断による学校生活管理指導表【アレルギー疾患用】（以下「管理指導表」という）に基づく対応が必要な児童生徒に対し、学校給食献立表を学校と保護者間で確認の上、調理の段階で鶏卵・うずら卵を除去して調理し、提供する給食をいう。また、献立表を確認の上、普通給食からアレルゲンを自分で取り除くことも含む。

2、個別対応給食の対象者

個別対応給食の対象者とは、特定の食物を食べることができない場合に医者診断による「管理指導表」に基づく対応が必要な児童生徒のことをいう。

3、個別対応給食の範囲等

(1) 個別対応給食は、除去食のみとし、代替食材及び家庭から持ち込んだ食材は使用しないものとする。

(2) 除去及び停止する食品は次のとおりとする。

- ① 除去する食材は、鶏卵・うずら卵のみとする。
- ② 停止する食品は、パンと牛乳とする。
- ③ パンと牛乳のみ、返金の対象とする。

(3) 次のいずれかに該当する場合を除き、個別対応給食を実施する。

① 厳格除去を要する場合

厳格除去とは、食物アレルギーの原因食物の微量混入まで厳格に除去することをいう。次に掲げる項目は微量混入の可能性のある。

- ・学校では、個別対応給食を同じ調理場内の釜や調理器具を使用するため、食物アレルギーの原因食材が微量混入する可能性があること。
- ・加工品については、表示がなくても同じ工場内で製造、梱包されるものがあるため、食物アレルギーの原因食物が微量混入する可能性があること。

⑤ 誤って食べたことで重篤な症状が予想される場合

- ・体調等によりアナフィラキシー症状を発症し、意識が混濁する等重篤な症状になる可能性がある。

⑥ 対応困難な食物アレルギーがある場合

- ・保護者からの申し出により学校内（給食検討部会）で十分協議し、対応が困難かどうかを判断する。
- ・食材の組み合わせ等によって起こる予測できないアレルギー症状が出現する場合、対応困難とする。
- ・通常はアレルギー症状が出現することはないが、体調によってアレルギー症状が出現する場合、対応困難とする。

4、個別対応給食の申請

(1) 個別対応給食を希望する児童生徒の保護者は、「アレルギーチェックシート」に医師が記入した「管理指導表」を添付して、校長に申請する。

(2) 「アレルギーチェックシート」と「管理指導表」は、毎年度末（3月31日）までに提出することとする。ただし、変更が生じた場合は、変更した「管理指導表」と変更内容を書面【様式任意】で校長に提出しなければならない。また、個別対応給食を実施する必要がなくなった場合は、その旨を書面【様式任意】で校長に提出しなければならない。

5、給食検討部会

(1) 給食検討部会は、校長が指名する教職員等をもって構成するものとする。

(2) 校長は、保護者からの申請があれば、直ちに給食検討部会を開催し、個別対応給食の実施について協議し、その結果を保護者に報告するものとする。

(3) 個別対応給食の実施について、必要に応じて教育委員会に相談することができる。

6、教育委員会への報告

(1) 校長は、毎年度4月15日までに個別対応給食の状況を教育委員会に報告するものとする。

(2) 校長は、年度途中に給食検討部会を開催した場合は、直ちにその結果を教育委員会に報告するものとする。

7、個別対応給食が提供できない児童生徒への対応

個別対応給食の提供ができない児童生徒にあっては、弁当を持参するものとする。その際、持参した弁当の保管等については、保護者と学校において協議調整するものとする。